

遅滞なく契約書の作成を要する。ただし、契約金額（落札価格）が150万円を超えず、特約条項の付与もない場合は、請書の作成をもって代えることができる。

8 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度又は令和07・08・09年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のD等級以上の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、入札参加申込の日時までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

9 入札方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額に10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税課税免税事業者を問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除く。
- (2) 入札書に記載された金額の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申し込みがあったものとする。

10 その他

- (1) 入札の無効
 - ア 本公告に公示した競争参加資格のない者及び入札の条件に違反した入札を行った者
 - イ 入札及び契約心得のとおり実施しない者
- (2) その他
 - ア 添付書類：あり
 - イ 仕様書等で同等品が認められ、かつ、同等品にて入札に参加する場合は、規定様式により調達要求元へ同等品であることの申請を行い、承認を受けること。
 - ウ 郵送により入札を行う場合は、入札書を調達要求番号、件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きして、必ず書留又は簡易書留により、第2項（3）に記載する期日までに到着するように送付すること。
なお、郵送に際して、必ず発送した旨を指定の様式（入札書を郵送した場合の通知書）によりFAXすること。
郵送先：〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地 横須賀地方総監部経理部契約課
FAX：046-822-3842（外線直通）横須賀地方総監部経理部契約課契約係
 - エ この入札についての問い合わせは、横須賀地方総監部経理部契約課契約係まで。
電話：046-822-3500（内線2187）